

作成日：2012年12月25日

タイ王国

特許庁の所在地：

Ministry of Commerce, Department of Intellectual Property (DIP)

44/100 Moo 1, Sannambin Nam Rd,
Tambol Bang Kraso, Amphur Muang,
Nonthaburi 11000

知的所有権登録等に関する問い合わせ先

The Service and Information Division, Department of Intellectual
Property,

Tel: (662) 547 4621

Fax: (662) 547 4699

Website: <http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php?lang=en>
<http://www.ipthailand.org/>

意匠制度

1. 現行法令について

1999年9月27日に施行された法律が、適用されております。

2. 意匠出願時の必要書類

出願には次の書類の提出が必要である。

なお、1の意匠登録出願においては、1つの物品に関する意匠でなければなりません（一意匠一出願制度の採用です）。

(1) 願書 (Request)

出願人名、創作者氏名、優先権主張の場合におけるその情報等を記載します。

(2) 意匠の写真又は図面 (Photograph & Drawings)

(3) 意匠の説明書 (Explanation) :

義務ではありません。

(4) 1つの明確、簡潔なクレーム (Claim)

2以上のクレームは認められません。

(5) 委任状 (Power of attorney)

出願人が署名します。公証認証が必要です。

(6) 譲渡証 (Assignment)

出願人が創作者でない場合に必要です。

譲渡人及び譲受人が署名します。

(7) 優先権証明書 (Priority Document)

優先日から16ヶ月以内に提出が必要です。

3. 料金表 (単位 : バーツ (THB))

(1) 出願料金	250
(2) 公開料金	250
(3) 登録付与料金	500
(4) 年金 :	
① 5年度	500
② 6年度	650
③ 7年度	950
④ 8年度	1400
⑤ 9年度	2000
⑥ 10年度	2750

4. 料金減免制度について

ありません。

5. 実体審査の有無

特許の場合と同様です。

6. 出願公開制度の有無

特許の場合と同様です。

7. 審査請求制度の有無

採用されておられません。

8. 出願から登録までの手続の流れ

特許の場合と同様です。

従いまして、登録要件として特許と異なる、登録事由/不登録事由及び新規性について記載します。

(1) 「意匠」とは、物品に対して特別な外観を与える物品の形状、線や模様
の結合、新規な工業及び手工業製品の型として機能できるもの、定義され
ています。

(2) 不登録事由について：

次のものは、登録を受けることができません。

① 出願に係る意匠が、法律に規定する定義に該当しない場合。

即ち、意匠が、物品に対して特別の外観を与える物品の形状、線や模様
の結合、新規な工業及び手工業製品の型として機能し得るものに、該当
しない場合。

② 新規性がない意匠の場合。

③ 公序良俗に反する意匠の場合。

④ 国王の命令によって意匠登録されないものと定められた意匠の場合。
等です。

(3) 新規性について：

以下に該当する意匠は、新規性のない意匠とみなされます。

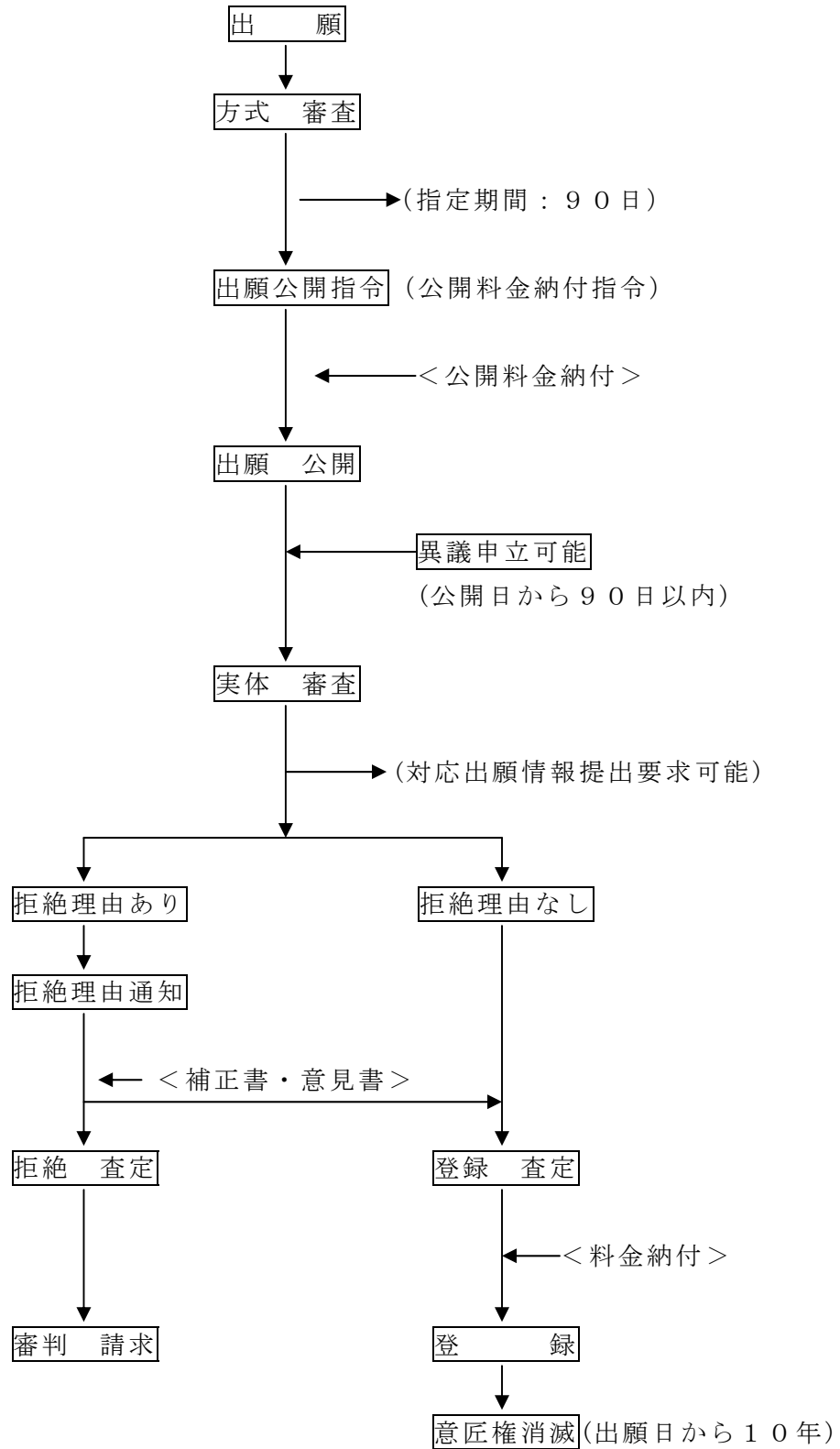
① 意匠登録出願日（優先日）前に、国内又は外国において刊行物に記載さ
れた意匠。

② 意匠登録出願日（優先日）前に、国内で広く知られ又は使用されている
意匠。

③ 意匠登録出願日前に公開された、国内での特許出願又は意匠登録出願に
記載された意匠。

④ 上記記載の意匠に類似する意匠。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）

- (1) 出願日から10年です。
- (2) 年金は、出願日から5年目に納付する必要があります。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 意匠の登録要件について

- ① 多くの国では、多意匠一出願が一定の要件下認められておりますが、タイ国では、一意匠一出願のみ認められておりますので、留意して下さい。
- ② 新規性の要件について、頒布された刊行物に関しては世界主義が採用されておりますが、公知及び公用に関しましては国内に限定されておりますので、留意して下さい。

(2) 存続期間について

多くの国では、存続期間の延長が認められておりますが、タイ国では、出願日から10年間で延長が認められておりませんので、留意して下さい。

(3) 意匠登録の取消しについて

意匠が登録された場合には、第三者はその登録の取消しを請求することができ、取消しは裁判所に請求する必要があります。